

平成25年度府中市事務事業点検実施要領

1 趣旨

限られた財源の有効活用を図るため、本市が実施している事務事業（以下「事業」という。）の必要性、妥当性等について、PDCAサイクルの観点から、常に点検し、確認していく必要がある。

この点検の方法の一つとして、平成23年度から3年間にわたり、事業仕分けの手法を用い公開の場での第三者による事務事業点検（以下「点検」という。）を実施し、市の方針決定の参考とする。

また、点検により、市民への事業に関する説明の機会を拡大するとともに、職員の意識改革をより一層図るものとする。

2 実施日時

平成25年7月6日（土）午前8時40分～午後5時30分
7月7日（日）午前9時～午後6時

3 会場

府中市役所北庁舎3階会議室

4 基本的な考え方

行政サービスの必要性、実施主体のあり方及び実施方法の妥当性等について、事業そのものの必要性、適切な実施主体、効果的・効率的な実施手法等について点検するものとする。

5 対象事業

平成23年度に選定した120事業のうち、平成25年度実施予定の事業とする。

6 点検作業

(1) 点検の実施に当たっては、国及び地方自治体の事業仕分けの実施に関してノウハウを有し、かつ実績のある政策シンクタンク「構想日本」の協力により実施するものとする。

(2) 点検作業は、2班体制で行うものとする。各班は、コーディネーター1名と点検委員5名の計6名で構成する。

なお、点検委員5名のうち、2名は構想日本が選出することとし、3名は市が公募した委員とすることを基本とする。

また、各班における点検作業の進行については、コーディネーター

が担当する。

- (3) 点検作業に当たっては、対象課は「事業シート」（様式1）を作成し、必要に応じて参考資料を添付する。
- (4) 点検作業は、公開で行い、1事業当たり概ね40分程度とし、作業の流れは次のとおりとする。
 - ア 事業担当者による説明（5分）

説明者は、「事業シート」に基づき、事業の要点や補足事項について、簡潔に説明する。
 - イ 点検委員による点検（30分）

点検委員から事業担当者に対して、事業の内容について質問を行い、事業のあり方等について点検する。
 - ウ 点検委員による事業評価（5分）

点検委員は、「評価作業シート」（様式2）に点検結果及びコメントを記入し、コーディネーターに提出する。コーディネーターは主なコメントを発表するとともに、票数を集計して多数決により点検結果を決定する。
- (5) 点検の評価基準は、「不要」、「抜本的見直し」、「国・都・広域」、「市（要改善）」、「市（現行通り・拡充）」の5項目とする。
- (6) 点検作業の傍聴者にアンケートを行い、点検に対する意見を受け付けるものとする。

7 点検結果の取り扱い

- (1) 市の方針決定

点検結果について、各部の見解等を付し、行革本部において点検結果に対する市の方針を決定し、市の決定を受けた後、議会へ報告し、速やかに公表する。
- (2) 具体的な対応方法

不要・改善等の方針が決定した事業については、平成26年度予算で対応するもの、対応方法の検討を要するものなどに分類し、それぞれ行革本部において進行を管理する。
- (3) 予算への反映

平成26年度予算に反映する事業については、次年度の政策決定作業及び予算編成作業において改めて実施の可否を決定し、予算に反映する。

8 点検の公表

点検の概要や点検結果に対する市の方針等について、適時、ホームページ及び広報紙等で公表するものとする。

9 その他

- (1) 事前に職員説明会及び職員研修（模擬点検）を実施する。職員研修（模擬点検）は、公募市民及び事業担当課職員を対象とし、点検の1か月前までに開催する。
- (2) ホームページ及び広報紙の掲載、ケーブルテレビの放送ほか、市施設や自治会等へのチラシ配布、ポスターの掲示等により、積極的に広報を行うこととする。
- (3) 実施日当日は、インターネットを使った点検作業の生中継を行うほか、中継を録画し、インターネットで公開する。